

水産加工品台湾輸出商談会 in 境港

境港市では、令和6年(2024年)11月19日(火)に、台湾から日本産水産物を扱う商社、小売・飲食等の購買を担当するバイヤーを招き、商談会を開催します。

水産加工品の輸出に取り組みたい、バイヤーとのつながりを作りたいと考えている事業者様におかれましては、この機会に奮ってご参加ください。

日 時	令和6年11月19日(火) 10:00~12:00(予定)
会 場	鳥取県境港水産物卸売市場 2階 調理室 ほか
主 催 者	境港市
共 催	境港商工会議所 水産業部会
参加バイヤー	日本産水産物を扱う商社、小売・飲食等の購買を担当する台湾バイヤー 5社(予定)
募 集 定 員	5社(先着順)
対 象 品 目	境港市内の事業所で製造した水産加工品
商談会形式	調理室で商品を調理、試食しながら商談を行います。 <ul style="list-style-type: none">・1社1台の調理台で調理し、時間を決めて(10分程度)バイヤーに各調理台を回ってもらい、全調理台を回った後に1時間フリータイムを設けます。(希望者には、別室での商談にも対応します。)・日本語がわからないバイヤーとの商談には、境港市が手配した通訳がつきます。・調理の方法や過程の説明、調理直後の試食に加え、パッケージを手にとってもらいながらの商談となるため、商品の魅力をより効果的にPRできます。
商談会参加料	無料

※商談に使用する資料、サンプル等の準備など、本商談会への参加にあたって発生する諸費用は参加者にてご負担ください。

参加条件 次に掲げる条件をすべて満たしている必要があります。

1. 境港市内の事業所で水産加工品を製造している事業者、及び同水産加工品を取り扱っている事業者であること。
2. バイヤーとの商談において、価格・商流・物流・決済方法等を含む取引条件を事前に検討し、価格表等を含む商品説明資料を作成し、具体的なビジネス提案を行うことができる事業者であること。
3. 境港市が商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等に協力できる事業者であること。
4. 境港市税に滞納がない事業者であること。
5. 役員等（会社にあつては非常勤を含む役員、個人にあつては当該個人）が境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係者を有する者でないこと。

その他：

- ・商談会に出品する商品を説明する資料について、中国語（繁体字）の資料がない場合は、境港市で中国語（繁体字）に翻訳します。
- ・当日夜に、市内でバイヤーとの懇親会を開催します。（会費制）
- ・バイヤー希望により、商談会の翌日（11月20日（水））に、工場等の視察受入れへのご協力をお願いする場合があります。
- ・台湾の食品関連の規制については、JETRO ホームページをご参考ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/foods/exportguide/marineproducts.html>

申込方法 申込期限までに、別紙申込書をご記入の上、下記申込先までご持参いただくか、ファクシミリまたは電子メールにて送信してください。
（申込書は市ホームページよりダウンロードできます。）

<https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=116935>

問合せ・申込先 境港市 産業部 水産商工課 経済交流係

（電話）0859-47-1029 （ファクシミリ）0859-44-7957

（電子メール）suisan@city.sakaiminato.lg.jp

申込期限 令和6年6月28日（金）午後5時